

海外技工問題についての主な動きと活動

平成 15 (03) 年 6 月 12 日 …ある海外委託仲介業者が“厚生労働省で海外委託の容認を得た”と書いている文書を携えて、脇本氏らが厚生労働省の歯科保健課を訪問。これに対して

平成 17 (05) 年 3 月 11 日 歯科保健課から「後日、日技を通して回答する」と回答。

平成 17 (05) 年 9 月 8 日 厚労省医政局歯科保健課長名で「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」(医政歯発 0908001 号) 通知 (以下、「平成 17 年通知」) を発達。

通知は、前文で「国外で作成された補てつ物等については、使用されている歯科材料の性状等が必ずしも明確でなく、また、我が国の有資格者による作成ではないことが考えられることから、補綴物等の品質の確保の観点から、別添のような取り扱いとしますので、よろしくご了知願います。」として、その別添で、「国外で作成された補てつ物等を病院又は診療所の歯科医師が輸入し、患者に供する場合は、患者に対して特に以下の点についての十分な情報提供を行い、患者の理解と同意を得るとともに、良質かつ適切な歯科医療を行うよう努めること」としている。

平成 18 年 10 月 17 日 政府答弁で海外技工物は保険診療の対象外と見解。

大久保勉 (民) 参議院議員の「国外で作成された歯科技工物の取扱いに関する質問主意書」(2006 年 10 月 6 日) —「国外作成物は、自費診療のみに使用を認めているのか、あるいは保険診療にも認めているのか」との質問—に対する政府答弁書で、「お尋ねの国外作成補てつ物等については、老人保健法 (昭和 57 年法律第 80 号) 第 6 条第 1 項各号に掲げる医療保険各法による療養の給付又は同法による医療の対象となっていない。」と回答。

平成 19 (07) 年 6 月 22 日 脇本征男氏はじめ 81 人の歯科技工士が東京地裁に海外委託歯科技工について提訴

平成 19 (07) 年 11 月 29 日 保団連歯科技工物の海外委託問題で厚労省へ要請 (2007 年 11 月 29 日)

①海外で技工物の作製に関わっている者の教育・資格、②海外委託技工物の輸入実態の把握、③海外技工物輸入の所管官庁、④海外技工物の安全性確認等について質問、厚労省として実態調査を実施するよう要請。厚労省からは実態把握していない。調査を行う姿勢も示さなかった。

平成 20 (08) 年 5 月～6 月 保団連海外委託技工医療機関緊急調査

会員医療機関を対象にして海外委託技工に関する緊急調査実施。32 都道府県から 2,072 人が回答。

平成 20 (08) 年 10 月 保団連窓口ポスター「当院では海外技工物を使用していません」の作製（「全国保険医新聞」10 月 15 日号折り込み）

患者さんに、海外技工問題を理解していただくことと、受療医療機関への不安解消を目的に作製。同ポスターは大手技工所より 5,000 枚注文が寄せられる。

平成 20 (08) 年 10 月 29 日 保団連 海外委託緊急調査結果を踏まえて、厚労省要請。

交渉の中で、初めて厚労省より、2009 年度—2010 年度厚生労働科学研究「歯科補綴物の多国間流通に関する調査研究」で、日歯会員対象の実態アンケート調査と歯科補綴物の多国間の流通経路に関する海外調査研究を行うと回答を得る。

平成 20 (08) 年 12 月末～平成 21 (09) 年 1 月中旬 保団連 会員医療機関受診患者対象に海外技工についての患者アンケート実施（2008 年 12 月末から 2009 年 1 月中旬 結果別冊）保団連マスコミ懇談会を通じて結果公表

73.3%の患者さんから主治の歯科医師から説明があっても海外技工物の使用を同意しない。その理由に「安全性に不安」（66.5%）、「品質に不安」（28.4%）をあげている。

平成 21 (09) 年 4 月 厚労科学研究「歯科補綴物の多国間流通に関する調査研究」報告（研究者代表 宮崎 秀夫）発表

平成 21 (09) 年 6 月 保団連 中国への海外技工実態視察調査実施

平成 21 (09) 年 6 月 16 日 中国視察調査結果を踏まえて、厚労科学研究報告等で厚労省要請

平成 22 (10) 年 1 月 19 日 全国歯科技工士教育協議会が、長妻厚労大臣に海外技工で要望書を提出

平成 22 (10) 年 2 月 6 日、13 日 TBS系テレビで、中国製義歯から有害物質検出報道

平成 22 (10) 年 2 月 9 日 保団連宇佐美歯科代表、TBSテレビ報道を契機に、H17 年通知の撤廃を求める談話を発表

平成 22 (10) 年 2 月 9 日 長妻厚労大臣 ぶらさがり記者会見で、「輸入技工物の基準策定の検討」を示唆。

平成 22 (10) 年 3 月 日本歯科医師会が、日本歯科医師会、日本医学会、日本歯科技工士会、日本歯科商工協会及び日本歯科材料工業協同組合の 5 団体による「歯科技工物に関する打ち合わせ」を踏まえて、厚生労働大臣政務官、医政局長宛て「海外への歯科補てつ物等の委託に関する日本歯科医師会の考え方について」を提出。

「平成 17 年通知に関する内容の更なる充実が必要」との立場で、「委託にあたっては、作成場所や使用材料等に関する具体的な指示を示すなどの対応が必要である」等と要望。

平成 22 (10) 年 3 月 31 日 厚生労働省が「使用材料の指示等について」通知「平成 17 年通知」を前提に、海外に歯科技工物の作製を委託する場合の追加として、作成場所と歯科材料を明示して指示を行い、それぞれ要点を診療録に記載すること、また患者に供する前に指示内容に基づいて作成されたか確認を行い、当該書類を診療録に添付することとされている。

平成 22 (10) 年 4 月 7 日 衆院消費者問題特別委員会で T B S 報道等をもとに海外技工問題が取り上げられる。福島消費者担当相は「輸入物であっても国内と同様の安全確保は当然だ」と答弁。

平成 22 (10) 年 4 月 25 日 「保険で良い歯を」東京連絡会が、中国製歯科技工問題で緊急シンポジウムを開催。

平成 22 (10) 年 5 月 27 日 海外技工問題をテーマに国会内学習会（衆参 26 人議員参加）

平成 22 (10) 年 8 月 24 日 荒井消費者担当大臣へ 海外技工問題について要請。

消費者庁として、厚労省に海外技工についても国内技工に準じた規制を行う勧告を行うよう要請。